

## 議第64号 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

保育における労働力不足に対応し，保育の担い手を確保するため保育所等における保育士の配置について特例的な運用を可能にすることを目的とした幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「国の基準」といいます。）の一部改正（幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（平成28年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）による改正）に伴い，所要の規定の整備を行うものです。

### 2 改正の内容

幼保連携型認定こども園における保育教諭の数の算定について，当分の間，次の特例を設けます。

#### (1) 朝夕等の園児が少数となる時間帯における職員配置に係る特例（付則第5条）

幼保連携型認定こども園においては園児の教育及び保育に直接従事する保育教諭等（以下「職員」といいます。）を常時二人以上配置すべきところ，園児の人数に応じて必要となる職員の数が一人となる，朝夕等の園児が少数となる時間帯については，職員一人に限り市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有するものと認める者（保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者等）とすることができることとします。

#### (2) 小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例（付則第6条）

小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって職員に代えることができることとします。

#### (3) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例（付則第7条）

1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において，開所時間を通じて必要となる職員の総数が当該施設に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超えるときは，開所時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有するものと認める者をもって代えることができます。

#### (4) 上記(2)及び(3)の特例を適用する場合における職員の必要数（付則第8条）

上記(2)及び(3)の特例を適用する場合であっても，小学校教諭及び養護教諭の普通免許状を有する者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は，各時間帯において必要となる職員の数の3分の1を超えてはならないこととします。

### 3 市の考え方

今回国の基準に追加された事項は、いずれも「従うべき基準」です。

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

国の基準	改正のある主な事項
従うべき基準	職員の数等（第6条） 幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例（付則第5条～付則第8条）

#### 【参考】

- ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

### 4 施行期日

公布の日

### 5 新旧対照表

現行	改正案
付 則	付 則
（幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例）	（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）
第5条 平成27年3月31日において現に保育所（厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条に規定する公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を実施しているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、次の各号に掲げる要件を満たすものは、当分の間、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第14条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法に	第5条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

より行うことができる。

(1) 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 前項の場合において、同項に規定する幼保連携型認定こども園は、第8条第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、満3歳未満の園児に対する食事の提供について前項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

第6条 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施

設において主幹養護教諭及び養護教諭として  
従事している者を除く。以下「小学校教諭等  
免許状所持者」という。)をもって代えるこ  
とができる。この場合において、当該小学校  
教諭等免許状所持者は補助者として従事す  
るときを除き、教育課程に基づく教育に従事し  
てはならない。

第7条 1日につき8時間を超えて開所する幼  
保連携型認定こども園において、開所時間  
を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に  
応じて置かなければならない職員の数を超え  
る場合における第6条第3項の表備考第1号  
に定める者については、当分の間、開所時間  
を通じて必要となる職員の総数から、利用定  
員に応じて置かなければならない職員の数を  
差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭  
と同等の知識及び経験を有すると認める者  
をもって代えることができる。この場合におい  
て、当該者は補助者として従事するときを除  
き、教育課程に基づく教育に従事してはなら  
ない。

第8条 前2条の規定により第6条第3項の表  
備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状  
所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び  
経験を有すると認める者をもって代える場合  
においては、当該小学校教諭等免許状所持者  
並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験  
を有すると認める者の総数は、同項の規定に  
より置かなければならない職員の数の3分の  
1を超えてはならない。